

市第 123 号議案

横浜市動物園基金条例の制定

横浜市動物園基金条例を次のように定める。

平成29年 2 月14日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市動物園基金条例

（目的及び設置）

第 1 条 横浜市を設置する動物園における動物の収集及びこれに附帯する事業の推進に資するため、横浜市動物園基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

（処分）

第 5 条 基金は、その設置の目的を達成するため必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市を設置する動物園における動物の収集及びこれに附帯する事業の推進に資するため、横浜市動物園基金条例を制定したいので提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（基金）

第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確實かつ効率的に運用しなければならない。

3 第 1 項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

（第 5 項及び第 6 項省略）

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第 2 項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。